

パラローイング規定

第1章 総則、障がいクラス分け

第1条（目的・適用範囲等）

- 1 本規定は、公益社団法人日本ボート協会（以下、「当協会」という。）の競漕規則第68条の規定に基づき、パラローイングに関する細則等を定めるものである。
- 2 パラローイング競技者の障がいの度合いに対応し、安全・公平・公正な競技環境を図るため、パラローイング種目における、競技運営、障がいクラス分け、クラシファイヤー資格制度について、本規定に従った運用を行うものとする。

第2条（パラローイングの障がいクラス分け）

- 1 パラローイングでは、競技者の身体障がいクラスとして障がいが重い順に、PR1、PR2、PR3の3クラスを、知的障がいクラスとしてPR3-I I (Intellectual Impairment)の1クラスを設定する。
PR3クラスは、視覚以外の身体障がい競技者であるPR3-P I (Physical Impairment)と、視覚障がい競技者であるPR3-V I (Visual Impairment)に区分される。PR3-V Iには、視覚障がいが重い順に、B1、B2、B3の視覚障がい区分がある。

障がい者の区分	障がいクラス分け	PR3詳細区分	PR3-V I詳細
身体障がい	PR1		
	PR2		
	PR3	PR3-P I	
		PR3-V I	B1
B2			
B3			
知的障がい	PR3	PR3-I I	

- 2 各身体障がいクラスのクラス分けは、国際ボート連盟（以下、「FISA」という。）が定める Appendices to the FISA Statutes and Rules of Racing の Appendix 19 FISA Para Rowing Classification Regulations に従う。
- 3 知的障がいクラスPR3-I Iは、療育手帳等の公的証明書を持つことを要件とし、大会毎に所持状況を確認する。

- 4 国内大会においては、大会参加時に有効な身体障害者手帳を持つ競技者は、P R 3クラスの対象種目に参加可能とする。

第3条（クラシファイヤーの定義）

- 1 パラローイング競技者の身体障がいクラス分けを判定する者は、クラシファイヤー（クラス分け資格者）でなければならない。
- 2 クラシファイヤーは、国際クラシファイヤーと国内クラシファイヤーで構成される。
- 3 国際クラシファイヤーは、F I S Aが定める Appendix 19 FISA Para Rowing Classification Regulation に従って資格を得たものとする。
- 4 国内クラシファイヤーは、第4条に定める国内クラシファイヤー制度に従って資格を得たものとする。

第4条（国内クラシファイヤー制度）

- 1 国内クラシファイヤー制度は、国内クラシファイヤーと、同資格の取得候補者である国内クラシファイヤートレーニーの2資格を定める。
- 2 国内クラシファイヤーは、F I S A国際ベーシックワークショップ以上を受講し修了証を得た者と定める。
- 3 国内クラシファイヤートレーニーは国内ベーシックワークショップを受講し修了証を得た者と定める。
- 4 国際／国内ワークショップ受講基準は、医師、理学療法士、作業療法士のいずれかの資格保有、かつパラローイング委員会による面談を通過した者とする。
- 5 クラシファイヤー、クラシファイヤートレーニー認定後も医師、理学療法士、作業療法士資格の欠格事由にあたる行為があった者は認定を取り消す。
- 6 パラローイング委員会が、クラシファイヤーとして必要な能力を有していると判断できない場合や品位を損なうような行為のあったと判断した者は、認定を取り消す。

第5条（クラス分け：選手評価）

- 1 「選手評価」とは（F I S Aクラシファイヤーマニュアルに記載の評価方法で定義されているように）競技者に競技クラスおよび競技クラスステータスを割り当てるためにクラシファイヤーが評価する工程をいう。

- 2) どの競技者も、選手評価に出席する際に帯同者を1名選ぶものとする。競技者が未成年の場合、競技者が所属する加盟連盟のメンバーが帯同すること。帯同者は選手評価にいかなる影響力も持たない。
- 3) 競技者は、選手評価に参加する前に必ず同意書に署名し（未成年者の場合は親権者）、同意書の内容を承諾しなくてはならない。
- 4) 競技者は選手評価の前に必ず、普段使用している投薬、医療器具またはインプラントなどをすべてクラシファイヤーに開示しなくてはならない。
- 5) 選手評価の中断—クラシファイヤーは、以下のいずれか、または複数の状況により競技者に競技クラスを割り当てることができない場合、選手評価を中断することができる。ただし、中断の理由は以下に限定されない。選手評価を中断した場合、クラシファイヤーは日を改めて選手評価を実施する場合がある。
 - 1) 競技者側が、関連するクラス分け規定を遵守しない場合
 - 2) 競技者側が、クラシファイヤーが要請した医学情報を、正当な理由なく提出しない場合
 - 3) 競技者が開示した投薬、医学的治療、医療器具またはインプラントを使用する（または使用しない）ことで、公正な選手評価の実施に支障をきたすとクラシファイヤーが判断した場合
 - 4) 選手評価中、クラシファイヤーの要請に応じることが制限される、または阻害するような基礎疾患が競技者にあり、公正な選手評価の実施に支障をきたすとクラシファイヤーが判断した場合。これには、痛みのために選手が技能を発揮できない場合も含まれる。
 - 5) 競技者がクラシファイヤーと効率的に意思伝達できない場合
 - 6) 競技者が身体的または精神的にクラシファイヤーの指示に従うことができないと、クラシファイヤーが判断を下した場合
 - 7) 競技者がクラシファイヤーの指示に正当な理由なく従わず、公正な選手評価の実施が不可能な場合
 - 8) 競技者が示す能力が、クラシファイヤーに提供された情報と一致せず、公正な選手評価の実施が不可能な場合

第6条（国内クラス分けの不服審査請求）

- 1) 国内で行われるクラス分け結果に異議があり、その結果について利害のあるアスリートは、異議申立に関するクラシファイヤーの決定後60分以内に、不服審査委員会に対し、当協会所定の書面による不服審査請求をすることができる。

- 2 不服審査委員会（当該クラシファイヤー以外の2名のクラシファイヤーとパラローイング委員会委員の合計3名で構成される）は、その審査請求の是非を決定する。不服審査委員会の決定は、いかなる場合も該当のクラス分け終了後2日以内に行わなければならない。
- 3 不服審査委員会の決定により、クラス分けの結果に変更があったときは、その決定に従って障がいクラスは変更される。

第7条（国内クラス分け結果に対する裁定申立）

- 1 不服審査委員会の決定に不服がある場合、競技者もしくはこれを代理・代表する所属団体は、同決定の告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定に基づき、裁定の申立をすることができる。
- 2 裁定委員会の裁定により、クラス分けの結果に変更があったときは、その決定に従って障がいクラスは変更される。

第8条（安全の保持）

パラローイング種目に参加する競技者とその所属団体は、競技者の安全対策に努めなければならない。

第9条（競技者の健康保持・アンチドーピング等）

- 1 パラローイング種目に出場する競技者とその指導者は、当該競技者の健康状態に責任を持たなければならない。
- 2 パラローイングにおいてもドーピングは厳禁であり、決して行ってはならない。アンチドーピングに関しては、競漕規則およびアンチドーピング規定の定めるところによる。

第2章 競技運営

第10条（パラローイングの競技運営）

当協会が主催、または主管の大会でパラローイング種目は、本規定に定める規則に則り実施する。

第11条（申込資格等）

以下のものはパラローイング種目に出漕申込みができる。

- 1 クラシファイヤーによるクラス分けでPR1、PR2、PR3にクラス分けされているもの

2 障がい者手帳もしくは療育手帳等を有するもの。

第12条（舵手）

パラローイング種目の舵手は性別と年齢、障がいの有無について制限はない。舵手の体重は55Kg以上とする。

第13条（パラローイング種目）

パラローイング種目を以下のとおり定める。

PR3 混合舵手つきフォア (PR3 Mix 4+)

PR3 混合ダブルスカル (PR3 Mix 2x)

PR3 男子ペア (PR3 M2-)

PR3 女子ペア (PR3 W2-)

PR2 混合ダブルスカル (PR2 Mix 2x)

PR2 男子シングルスカル (PR2 M1x)

PR2 女子シングルスカル (PR2 W1x)

PR1 男子シングルスカル (PR1 M1x)

PR1 女子シングルスカル (PR1 W1x)

- 1 混合パラローイング種目の漕手の半分は男性、半分は女性でなければならない。
- 2 PR3 Mix 4+の漕手は、2名までの視覚障がい者を含むことができ、うち1名は、B3区分であってもよい。
- 3 PR3 Mix 2xの漕手は1名の視覚障がい者を含むことができ、その場合B1またはB2区分である。
- 4 PR3 2-は1名の視覚障がい者を含むことができる。
- 5 PR3 Mix 2xの漕手は、身体障がいクラス分けの機能テストにおいて、1つの四肢の評価点が20ポイント以上を満たすこと。

第14条（ボートと装備）

競技者は、大会期間中、レース、練習を問わず、乗艇中は下記の要件を守らなければならない。

1 パラローイングボート

- (1) PR1 1x、PR2 1xとPR2 Mix 2xの種目ではFISAが定める標準パラローイングボートを使用すること。
- (2) PR2 Mix 2xのボートは固定シートと、安定させるためのポンツーン（浮力体）があること。船体と装着されたポンツーンはFISA標準規格に準ずるのが望ましい。標準PR2 Mix 2x艇のシートとリガーは制限されない。
- (3) PR1 1xには固定シートがあり、安定させるためのポンツーンを装着する必

要があり、艇の中心線から最短60cmの距離でリガーに装着される。船体とポンツーンはFISA標準規格に準ずる。

(4) PR 2 1 xには固定シートがあり、安定させるためのポンツーンは装着しなくてもよい。船体はFISA標準規格に準ずる。

(5) リガーに安定させるためのポンツーンを正しく装着できるようにすること以外、標準パラローイングPR 1 1 x、PR 2 1 xのシート自体とリガーのデザインには制約がない。

2 ストラップ

(1) PR 1 1 xのストラップの要件として、漕手の安全の為に胴体の周りにストラップを巻き付け、シートの背に固定する。

(2) PR 2 Mix 2 xの漕手の脚のストラップはオプションである。

(3) 装着しているすべてのストラップの幅は50mm以上で（ハンドストラップは除く）、非弾性材料であり、機械的なバックルなしで、漕手が片手でストラップの端を引っ張ることにより、速やかに外せるものでなければならない。

(4) ストラップの色は漕手のレースユニフォームとは対照的な色で、明確に識別できるものでなければならない。

(5) 一人の漕手に装着されているすべてのストラップは同じ方法で同一方向に外せるものでなければならない。

3 ストレッチャーとシューズ

すべてのボートは、漕手の責任において、最小限の時間で漕手が手を使わずにボートから離れることができるストレッチャーとシューズ、その他を装備しなければならない。

第15条（艇の重量）

1 パラローイングボートの最小重量

PR 1 1 x	PR 1 シングルスカル	24Kg 以上
PR 2 1 x	PR 2 シングルスカル	22Kg 以上
PR 2 2 x	PR 2 ダブルスカル	37Kg 以上
PR 3 2 x	PR 3 ダブルスカル	27Kg 以上
PR 3 2 -	PR 3 ペア	27Kg 以上
PR 3 4+	PR 3 舵手つきフォア	51Kg 以上

2 パラローイングのボートの最小重量にはリガーに装着されるポンツーンの重量が含まれる。

3 PR 1 1 x、PR 2 1 x、およびPR 2 2 xのボートの重量には、ボートに固定されたストラップの重量、シートに装着されたシートパットを含む。

4 体の一部を代替する機器（人工補強物、義足など）はシートやボートにしっかり固定装着されていても艇の重量に含まれない。

第16条 (ユニフォーム)

- 1 PR2 Mix 2 xで一人もしくは両方の漕手は自分の脚を覆うためにユニフォームを伸張することができる。その場合、色やデザインが体幹部分と同一でなければならない。
- 2 PR1 1 xの漕手が胸ストラップでクルー名等の表示が隠れる場合、ストラップに表示されていればよい。しかし、ユニフォームとストラップの両方の表示が同時に見えてはいけない。

第17条 (エントリー)

- 1 漕手はクラス分けのために、診断書、その他必要な医療書類を添付してエントリーしなければならない。
- 2 漕手は競技前にクラシフィケーションを受け、障がいクラス分けされている必要がある。エントリーした障がいクラスを満たさない漕手は当該パラローイング種目に出場できない。

第18条 (メンバー変更)

- 1 エントリー期限後、障がいクラスが撤回または変更された漕手は、予選前であれば、同所属団体のほかの同じ障がいクラスの漕手と交代できる。
- 2 予選後に漕手の障がいクラスが撤回または変更され、その種目に不適格となった漕手及びその漕手を含むクルーは、以降のラウンドに出漕できない。

第19条 (パラローイング競技者の安全確保)

- 1 パラローイングレースにおいては、パラローイング競技の特性を十分理解し、その安全確保のために適切な措置を取らなければならない。
- 2 前項の処置は別途、パラローイング安全管理指針等に定める。

第20条 (罰則)

第14条に違反した場合には、クルーに競漕規則に従ったペナルティを課される場合があり、レース中の違反には、最下位扱いになる事やレースからの除外を含むペナルティを課される場合がある。

第21条 (競漕時の特例)

- 1 PR3種目 (PR3 M2 -、W2 -、Mix 4+ Mix 2 x) の発艇
PR3種目における各レースの発艇員は追加の口頭指示を与えるものとし、発艇員はロールコールを完了し、Attentionと令した後、赤旗を上げながら同時にRed Flagと言わなければならない。(光発艇の場合は、Red Lightと令し同時に赤ランプを点灯する。その後、通常の方法で発艇を進める。)

2 PR3種目のイエローカード

PR3種目で発艇員がクルーにイエローカードを与えた際、クルーメンバーは、警告を受けたことを理解していることを示すため、挙手しなければならない。

3 PR3種目のレース漕了

主審は、PR3種目でのレースのフィニッシュで白旗を上げたときにWhite Flagとすべてのクルーが聞こえるように明瞭に令する。赤旗を上げた場合にはRed Flagと明瞭に令する。

第22条（異議）

審判に異議申し立てしたい漕手は、手がストラップで留められているときには挙手に代えて、審判が認識するまで口頭で「異議あり」と告げ続ける。

第23条（パラローイング特有の監視事項）

- 1 主審艇以外に、レース中のクラス分け監視のための艇を配置することが望ましい。
- 2 ボートがFISAの標準仕様に適合しているか（ポンツーンを含む）監視する。
- 3 安全対策としてのストレッチャー、ストラップを監視する。（PR2 Mix 2x、PR2 1x、PR1 1x）

第24条（体の動きの規定についての判定責任）

- 1 パラローイング種目が含まれる競漕大会では、パラローイング種目の漕手の体の動きを観察するクラシファイヤーとパラローイング担当を設置する。
- 2 クラシファイヤーとパラローイング担当は、トレーニングとレース中の漕手の体の動きがその漕手の障がいクラスと適合しているか観察する。
- 3 不適合と判断した場合、クラシファイヤーとパラローイング担当は大会主催者に報告する。

但し、この規定による報告で、当該漕手の当該レガッタの結果およびそれまでの結果には影響を与えない。

付則

- 1 本規定は2020年4月1日より施行する。
- 2 ただし、第3条、第4条は2021年4月1日からの施行とし、それまでの期間は第5条、第6条、第11条、第24条のクラシファイヤーはクラス分け担当者と読み替えることとする